

会 議 録

会 議 名	平成 2 9 年度第 2 回野田市自転車等駐車対策協議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	(1) 清水公園駅の駐輪場整備について (公開) ・ 暫定自転車等駐車場整備地の変更について (2) 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域について (公開)
日 時	平成 2 9 年 8 月 1 日 (月)
場 所	野田市役所低層棟 4 階委員会室
出 席 者 氏 名	花岡 信明、阿部 智彦、野口 義雄、綾部 光明、 北島 康孝、岡安 誠人、森田 邦子、後藤 君江、 中田 禎子、内山 久雄
欠 席 委 員 氏 名	滝口 健太、鈴木 清
事 務 局	今村 繁 (副市長)、岡田 昭 (市民生活部長)、宮田 明 (市民生活課長)、相塚 恒雄 (市民生活課長補佐)、 渡邊 正登 (市民生活課交通指導係長)、岩田 耕平 (市 民生活課交通指導係主任主事)、山添 智司 (市民生活課 交通指導係主任主事)
傍 聴 者	無し
議 事	平成 2 9 年度第 2 回野田市自転車等駐車対策協議会の議事 は、次のとおりである。
市民生活課長 (司会)	開会 司会の挨拶、資料確認 委員の委嘱替え 東武鉄道 (株) 計画管理部課長が、7 月 1 日付けの人事 異動により綾部光明氏となり委嘱替えを行った。なお、任 期は野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第 1 0 条第 1 項の規定により残任期間となることを説明。 定足数について 本日の出席委員は 1 2 名中 1 0 名のため、野田市自転車 等放置防止に関する条例施行規則第 1 2 条第 2 項の規定に 基づき、委員の過半数以上が出席していることにより協議 会が成立していることを説明。 委員欠席の報告 滝口健太委員、鈴木清委員が欠席 傍聴者無し 事務局挨拶
市民生活課長	前回現地視察した暫定自転車等駐車場候補地について、 急遽、東武鉄道 (株) から当初予定地から今回提案する場 所へ変更の申出があり、6 月 2 9 日に開催ができなかった ことに対しお詫びします。

	<p>そのため、「清水公園駅の駐輪場整備について」審議をお願いする前に、変更後の暫定自転車等駐車場候補地の現地視察を行います。</p> <p>「現地視察」</p>
市民生活課長	<p>議題に入る前に、本日、東武鉄道（株）の担当者が2名出席していますので、暫定自転車等駐車場候補地の変更理由の説明をします。</p>
東武鉄道（株）	<p>東武鉄道（株）住環境開発部土地賃貸を担当しております。今回の変更理由は、社内的には問題はありませんでしたが、5月に第4期分譲開始したところ好調なため、今後の販売計画の中で、当初予定地を販売側の駐車場として利用する計画となりました。また、分譲販売が終了しても、120戸の宅地になることもあり、有料駐車場の整備計画があるため、今回の予定地に変更させていただきたい。今回は、急な変更となりすみませんでした。</p>
内山会長	<p>駐車場は、自動車の駐車場よろしいですか。</p>
東武鉄道（株）	<p>自動車の駐車場です。今現在は、宅地の建築業者の駐車場となっていますが、今後は販売のお客様駐車場として考えています。</p>
市民生活課長	<p>ありがとうございました。</p>
内山会長	<p>始めに前回内容を確認しますと、清水公園駅前に有料自転車等駐車場を東武鉄道（株）が整備する提案を受け、現地視察を行いました。そこで東武鉄道（株）から一時利用、定期利用などの整備内容の説明を受けました。また、事務局から今後の清水公園駅の自転車利用の想定試算台数の説明もあり、大筋この提案内容で協議会としての意見は問題ないということによろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議無し」</p> <p>また、駅前に有料自転車等駐車場を整備するに伴い、暫定自転車等駐車場を駅の北側400メートル付近の高架下に整備することとしましたが、付近の市民から陳情書が提出されているため、整備する際は陳情内容に対応した整備にすることで承認しました。また、市内各駅周辺の駐輪場は有料化を進めることから、今回整備した暫定自転車等駐車場は柔軟に対応することとし、3年から5年を目安に今後の利用について協議会で検討を行うこととなりました。</p> <p>暫定自転車等駐車場について、本日、東武鉄道（株）から高架下の利用地を、先ほど現地視察した場所へ変更してほしいとの申し出があったため、最初の議題はその件について審議となります。よろしいでしょうか。</p> <p>「異議無し」</p>
	<p>（1）清水公園駅の駐輪場整備について（公開）</p>
内山会長	<p>議題1の「清水公園駅の駐輪場整備、暫定自転車等駐車場整備地の変更について」事務局から説明を求めます。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>資料を使い、改めて暫定自転車等駐車場の整備地の変更理由と、変更後の整備地について説明。</p>

	<p>資料説明 暫定自転車等駐車場整備地の変更について...資料1 清水公園駅暫定自転車等駐車場移設(案) ...資料1別紙</p>
内山会長	<p>説明ありがとうございました。御質問、御意見など、ありますでしょうか。</p>
岡安委員	<p>東武鉄道(株)の分譲地が売れることは良いことなので整備地の変更については全く問題ありません。</p>
野口委員	<p>暫定自転車等駐車場の収容台数は250台ということですが、確認しますが、東武鉄道(株)が整備する有料駐輪場の収容台数を教えてください。また、現在の西口の仮設無料駐輪場について市が有料化していくのか。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>平成29年度第1回協議会の資料で示しておりますが、東口、西口とも東武鉄道(株)にて有料駐輪場を整備していただく予定です。提案では東口205台、現在は150台程度利用されており十分対応できると思います。また、西口は207台となっております。</p>
野口委員	<p>本日視察した変更後の暫定自転車等駐車場は、有料駐輪場が整備された後も残るのでしょうか。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>有料駐輪場の整備後、有料駐輪場の利用が安定する3年から5年を目安にそれまでは柔軟に対応し、それ以後については協議会で暫定自転車等駐車場について審議をお願いする予定です。前回の協議会で有料化という方針を頂いておりますので、市としても有料化していく方向で考えております。</p>
野口委員	<p>早めに梅郷駅も審議した方がいいと思います。</p>
内山会長	<p>ほかに御質問、御意見など、ありますでしょうか。 「意見無し」 暫定自転車等駐車場について、変更後の場所でのよろしいでしょうか。個人的には、変更前の場所よりも駅から遠くて狭くなりますが、使い勝手も悪くもなく圧迫感もなく開放感もあっていいと思います。 「異議無し」 議題1については、変更後の候補地に暫定自転車等駐車場を整備することを了承します。 ここで、東武鉄道(株)の担当者には退席していただきます。ありがとうございました。</p>
内山会長	<p>(2) 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域について 議題2の「清水公園駅前周辺の自転車等放置禁止区域について」事務局から説明を求めます。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>説明資料を使い、清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域について、概ね南北半径約400メートル以内、東西200メートル以内について、道路を境にして区域の指定を</p>

	<p>行いたいと説明。うち、検討区域(1)から(5)を範囲に含めることについて検討をお願いし、放置禁止区域を決定してもらいたい。</p> <p>説明資料 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域について ...資料2 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域(案) 【前回提出した(案)基本】 ...別紙1 清水公園駅周辺の自転車等放置禁止区域(案) 【現地視察時の意見を反映した検討(案)区域見直し】 ...別紙2 放置禁止区域標識設置予定箇所(案) ...別紙3</p>
内山会長	<p>事務局の説明に、御質問、御意見など、ありますでしょうか。</p>
岡安委員	<p>自転車等放置禁止区域を設定に当たっての前提として、区域内の住民、鉄道事業者、行政の自転車等放置禁止区域に指定することによるメリット、デメリットをあれば教えてください。例えば、行政は区域を狭くすればパトロールの範囲も狭くなる。鉄道事業者は区域を広げれば放置自転車がないので駅利用者に喜ばれる。検討区域についての参考としたい。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>回答の前に、自転車等放置禁止区域指定の定義について説明させていただきます。野田市自転車等放置防止に関する条例第7条第1項で、「自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されていると認められる区域について、自転車等の放置禁止区域を指定することができる」、さらに第2項で、「必要があるときは放置禁止区域を変更することができる」と条例で規定されています。</p> <p>行政のメリットは、確かに区域を狭くすれば撤去等の作業量が少なく済みます。ただし、条例にある生活環境等のことを考えるとある程度の区域を指定した方がいいと考えます。鉄道事業者のメリットは、駅周辺がきれいになります。住民のメリットは、道路、公園にある放置自転車等の撤去が可能となるため街がきれいになります。なお、野田市駅、川間駅、梅郷駅の自転車等放置禁止区域内の住民から、区域指定についての苦情等はありません。</p>
副市長	<p>放置自転車は無いのが一番いいので、住民、鉄道事業者からすれば、自転車等放置禁止区域は広い方が周辺環境も良くなります。また住民負担もありません。自転車等放置禁止区域を指定するにあたり、その実効性を高めるためには行政の費用等を含めて対応可能範囲が半径約400メートルの範囲となっています。</p> <p>今回の検討区域(1)から(5)について、区域に指定しなくても放置自転車等が発生しないと思われるため、区域からの除外についての検討をお願いしております。</p>
野口委員	<p>条例は市民目線です。地域の安心、安全、美化など、いろいろな生活環境を良くするという意味だと思います。なので、行政、鉄道事業者のメリット、デメリットはあまり関係ありません。自転車等放置禁止区域を指定したときに行政は、住民らの協力を得ながら放置自転車の通報等があ</p>

阿部委員	<p>ったときに対応できる体制が必要ではないかと考えています。</p> <p>区域は広いに越したことはないです。放置自転車の苦情は警察署に入ります。住民の方は置かれている自転車を見ると盗難車だと思われるためです。また、自転車が放置されていると盗んで乗って行ってしまふなどの二次的犯罪が誘発されてしまうため、自転車等放置禁止区域は広い方がいいと思います。</p> <p>自転車等放置禁止区域が広がった場合の費用対効果、市として、どのくらい費用が増えるのか概算でも構わないので、分かれば教えてください。恐らく時間で業務を行っているので、市の費用はあまり変わらず、市民目線からも区域は広い方がいいと思います。</p> <p>自転車等放置禁止区域について本日決まったとして、半年から1年調査し、区域について検証をする必要があると思います。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>費用については、人件費や燃料費等は増えますが、その額は多少増える程度だと思われます。</p> <p>検証については、この後、梅郷駅、川間駅について協議会を引き続き開催しますので、その合間に行います。</p>
内山会長	<p>検討区域(1)から(5)について、阿部委員は、区域は広ければ広い方がいいとの意見でした。ほかの委員さんは、ここは除外した方がいいのでは、逆に含めた方がいいのではという意見など、ありますでしょうか。</p>
内山会長	<p>ちなみに、検討区域(5)に放置自転車はありますか。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>2か月に一度、台数調査で清水公園駅に行っておりますが、検討区域(5)には放置自転車はありませんでした。</p>
花岡委員	<p>検討区域(1)の北側について、座生川の外側にある道路と清水橋も自転車等放置禁止区域に含めてもいいのではないかと思います。何故かという、松戸市新松戸にある坂川ですけども、年1回の浚渫を行ったときに約20台程度投棄された自転車を回収しました。なので、座生川を含めた外側も区域に含めることができないかと思いました。</p>
市民生活課交通指導係長	<p>ファミリーマートの北側の道路を含めた場所も自転車等放置禁止域に含めることについて、検討区域(1)から(5)に追加して議論していただければと思います。</p>
内山会長	<p>警察は問題ないのでしょうか。</p>
阿部委員	<p>問題ありません。</p>
内山会長	<p>ほかに御質問、御意見、御異議など、ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「意見、異議無し」</p>
内山会長	<p>最後に、別紙3の「自転車等放置禁止区域の標識設置について」になります。</p> <p>事務局、標識の大きさ等について教えてください。</p>

市民生活課交通指導係長	標識については、資料2の記載のとおり条例施行規則で定められています。縦180センチメートル、横70センチメートルと結構大きいものになり、野田市駅、川間駅、梅郷駅に設置されています。
森田委員	検討区域(1)から(5)も自転車等放置禁止区域になるので、別紙3にある標識4基だけでは少ないと思います。
市民生活課交通指導係長	本日の審議によって、検討区域(1)から(5)も自転車等放置禁止区域になることから、標識の増設を検討したいと考えております。
阿部委員	1基当たりの価格を教えてください。
市民生活課交通指導係長	設置料込みで22万円と、消費税になります。 標識のほかに、市報、ホームページ、さらには自転車等放置禁止区域内の放置自転車に対して警告札を取り付けて住民への周知を行っていく予定です。周知されていけば、他の駅の自転車等放置禁止区域同様に、自転車の移送撤去の台数は減ってくると考えております。なお、標識の増設については検討しますが、費用面のこともあり現時点では申し上げることができません。
阿部委員	条例、規則に過料等がありますでしょうか。
市民生活課交通指導係長	移送手数料として、自転車は1,620円、原動機付自転車は3,240円と規則に規定はありますが、過料等の規定は条例、規則ともありません。 移送手数料は設定後、消費税額の上乗せ分のみしか変更しておりませんので、今後、見直していきたいと考えており協議会に審議をお願いする予定でいます。
内山会長	自転車等放置禁止区域については、駅から概ね200メートルは全て区域に含まれているため、必要な所はカバーできたと考えております。また個人的な考えですが、駅から400メートルを全て区域にするのは広げすぎだと思っています。 ほかに御質問、御意見など、ありますでしょうか。 「意見無し」 意見無しですので、これで終了いたします。 これで清水公園駅は一旦終了し、次回からは梅郷駅になりますので、引き続き審議をよろしく申し上げます。
市民生活課長(司会)	ありがとうございました。 先程の議案について確認させてください。自転車等放置禁止区域については、検討区域(1)から(5)と花岡委員から提案があった区域も含めることでよろしいでしょうか。
内山会長	私は、そう理解しております。
市民生活課長(司会)	ありがとうございます。 それでは、次回の平成29年度第3回については、会長からも話がありましたとおり梅郷駅になります。日程につきましては準備ができ次第、事務局より連絡いたします。

	<p>なお、委員の任期が平成29年11月28日までとなっていることから、それを踏まえて開催させていただければと思います。事務局からは以上になります。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回野田市自転車等駐車対策協議会を終了させていただきます。本日は、お疲れ様でした。</p>
--	--